

2022年11月9日九州電力株式会社

玄海原子力発電所3, 4号機運転差止訴訟控訴審の第5回口頭弁論が行われました

一 玄海地域における避難計画の実効性について主張 一

本件は、玄海原子力発電所3,4号機の運転差止請求について、佐賀地方裁判所が棄却した判決(2021年3月12日付)を不服として、2021年3月25日に控訴されたものです。 当社は、控訴人が主張するような重大な事故の具体的危険性はなく、原判決は妥当なものである旨主張しております。

今回、当社は控訴審準備書面2を提出し、玄海地域の避難計画を含む緊急時対応は十分実効性のある内容であり、策定以降も、安全や防災の追求は不断に行うべきであるとの考えのもと、一層の充実に向けた取り組みが行われていることを主張しました。

今後とも訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、玄海原子力発電所の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以上

